

秘密表示(捺印)

秘
無 期 限

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
主 付	2	0	X
属			

発送日 昭和52年6月23日

処理日

発信 タイプ 校 査

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	第 752 号	公 信 日 付	昭和 52 年 6 月 22 日
大 臣	主 管	起 案 日	昭和 52 年 6 月 20 日
政 務 次 官	アジア局長	起 案 者	是松
事 務 次 官	次 長	電 話 番 号	2415
外務審議官	参 事 官		
外務審議官	北東アジア課長		
官 房 長	首席事務官		

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

受信者

在韓国大使

発信者

外務大臣

写送付先

在釜山總領事

(希望発送日)

月 日

件 名

旧軍人軍属等遺骨引渡問題(日本側集再示)

函北第-752号
昭和52年6月22日

在大韓民國大使殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等遺骨引渡問題(日本側案再提示)

引用公・電信
口付・番号

50年往電チ87号及び50年往電1547号、各年総合チ4678号

1. 旧軍人・軍属等朝鮮島^{本島}自身者の遺骨のうち、依然として遺族が不明な遺骨1,147柱(韓国籍711,北朝鮮籍436)は、引渡す政府(原産者)が保管している。

2. この問題に際しては、今次戦争後30年以上経過し、遺族採りし限界に達し、遺族が判明しないからとして

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書添付人)

かつとも 同遺骨を本邦に保管するのは不自然である
 ことに鑑み、本件を最終的に解決するため、50年11月
 両省とも協議の上、残った遺骨については、一年間以内の
 遺骨名簿の公示を行った上で、その遺族の判明しないもの
 うち、韓国を本籍地とするものは条件を付して一括して韓国
 政府に引渡すとのラインの解決案(50年往電チ87号参照)を
 作成し、以後数回にわたり右解決案を韓国政府に申入
 れて来た。(50年往電チ87号及び50年往電チ154号電参照)

3. これに対して、韓国政府は「まだ検討中」としているが、
 貴館承知のとおり、韓国政府が近・将来の何方解決案
 を受け入れることは困難だと考えられる。しかたがら、これ以上
 のおのの状態を続け解決を遅らせることは適当ではないので、
 50年12月、右解決案に基づき、すくなくとも可及的速かに日本国内
 において遺骨リストを公示し、最終的に遺族探しを行う

こと(答年総合4678号参照)の旨 学生者側に申入

水
■ 実行。 水

4 (か)を以て、今般 学生者援護局調査課^長が 北東アジア課^長

■ 来訪し 遺跡課長^長に対し、次のとおり回答した。

(1) 学生者^長については 遺骨名簿の公示^{臨時}に関して、決行^{臨時}は行わないが、

遺骨を韓国側に引渡すためには、約1000万円^{臨時}の経費を

要する。この経費を予算^{臨時}として取得するためには、韓国政府が

遺骨を引取ることに同意^{臨時}が必要であり、韓国政府の

右解決案^{臨時}に対する同意がない。■

→以上が予算を取得することは困難である。

(2) 従って 遺骨引渡の予算がないか、国内公示^{臨時}を行って

1年を経過した後、韓国政府から右解決案^{臨時}に基づき、

韓国籍の遺骨の返還を要求された場合、当該年度に

引渡し^{臨時}を行うことは困難である。他の予算を流用することは、

約1000万円という金額から困難である。

(3) 夫ては、53年度予算において、遺骨の引渡し経費の
 要求に資するため、右解決案に対する韓国政府の考え
 を承知したい。予算要求の時期との関連を、是れも
 7月末までに承知したい。

5. ^{6月}18日 憲法北東アジア課長は、在京韓国大使館権一書記
 官を招致し、わが方解決案につき、かきねて呈示する
 とともに、好やく早く韓国政府の考えを承知したいので、
 本国政府に取組んで欲しい旨申し入れたところ、先方は、
 速かに本国政府に報告する旨答えた。

6. 夫ては、貴館においても、(か)子住村会とらえ、50年経
 第1544号の女と認め、本件わが方呈示に、韓国政府に説明を
 行ない、上記4の(3)の次第も、先方の反応等速かに
 報告ありたい。

本信写送付先

釜山